



新しい法規定および重要な 関税方針のアップデート

2025年5月



目次

本ニュースレターは、グラントソントンベトナムの大切なお客様に、新しい法規定および重要な関税方針に関する最新情報をお届けいたします。

1. ベトナム商工連盟（VCCI）による原産地の証明書（C/O）の発行権の取り消しについての2025年4月21日付 商工省の決定第1103/QĐ-BCT号
2. 保税倉庫に保管され、一時輸入再輸出される貨物の通関手続きに関する公文書第274/TCHQ-TXNK号
3. 輸入品の使用目的変更に関する関税局の公文書第491/CHQ-GSQL号
4. 輸出加工企業（DNCX）の輸入原材料・貨物の使用目的変更に対する通関手続きに関する2025年3月27日付 関税局の公文書第695/CHQ-NVTHQ号
5. 速達サービスで送付される輸入品に関する税政策に関する2025年4月4日付 関税局の公文書第1131/CHQ-NVTHQ号

1. VCCIによるC/Oの発行権の取り消しに関する2025年4月21日付 商工省決定第1103/QD-BCT号

❖ 2025年4月21日、税関当局はC/O、CNMおよびREXコードの発行機関の変更に関する決定第1103/QD-BCT号を発行しました。具体的な内容は以下の通りです。

1

商工省は、2025年4月21日付の決定第1103/QD-BCT号に基づき、以下のVCCIによる証明書の発行権を取り消しました：

- 輸入国の規定に従った原産地の証明書（C/OフォームA、Bおよび非優遇C/O）
- 原産地変更なしの証明書（CNM）
- ノルウェーとスイスの一般特恵関税制度（GSP）に基づく原産地の証明書コード（REXコード）の登録受付

2

上記の証明書およびコードの発行権限は、以前は商工省からVCCIに委任されていましたが、2025年5月5日以降、VCCIによるこれらのC/O、CNMおよびREXコードの発行を停止することになります。（VCCIから商工省（輸出入局）への変更期間は2025年4月21日から2025年5月4日までとなります）。

3

商工省は、輸出入局を通じて、C/O、CNMおよびREXコードの発行を担当することになります。輸出入局は、この変更について輸入国、関連する国内外の機関および組織に通知する責任を負います。

4

電子商取引およびデジタル経済局は、電子原産地証明書管理および発行システム（eCoSys）における電子C/O発行および料金徴収プロセスの実施、ならびにREXコード登録の受理を確実にするための電子データインフラストラクチャを確保する任務を負います。

したがって、C/OフォームA、B、非特惠C/O、CNMおよびREXコード登録を定期的に使用する輸出企業は、この発行機関の変更について留意する必要があります。

2. 保税倉庫に保管され、一時輸入再輸出される貨物の通関手続きに関する公文書第274/TCHQ-TXNK号

❖ 2025年3月19日、税関総局は公文書第274/TCHQ-TXNK号を発行し、外国から保税倉庫に保管され、その後一時輸入され再輸出される修理およびメンテナンス用の貨物に関する詳細な通関手続きについての詳細なガイダンスを通知しました。具体的な内容は以下の通りです。

保税倉庫に持ち込まれ、その後持ち出される貨物の管理方針および通関手続きについて：

- 保税倉庫に持ち込まれる海外からの貨物には、ベトナム企業との売買契約がまだ締結されていない貨物、国内市場への参入又は輸出を待っている貨物、第三国への輸出を待っている貨物が含まれます。
- 保税倉庫から貨物を持ち出す際（海外、国内市場、または非関税区域への持ち出し）、所有者または委任される者は、保税倉庫を管理する税関支局に情報を申告する必要があります。
- 保税倉庫からベトナム市場に輸入する場合は、対応する輸入タイプコードに基づいて海外から輸入された貨物と同様の通関手続きを行う必要があります。実際の輸入は、税関当局が貨物が倉庫から持ち出されたことを確認した時点です。

保税倉庫での事前確認、サンプリングおよびサービスに関して：

- 申告者は、申告書を記入する前に貨物を事前に確認し正確性を確保する権利を有します。
- 貨物の所有者（直接または倉庫所有者または代理人に権限を与える）は、保税倉庫に保管されている貨物に対して、サンプリング、補強、パッケージの分割、包装、結合、分類、およびメンテナンスなどのサービスを実行することが許可されています。
- これらのサービスを実行する際には、監視および観察を受けるために、保税倉庫を管理する税関支局に事前に書面で通知する必要があります。





2. 保税倉庫に保管され、一時輸入再輸出される貨物の通関手続きに関する公文書第274/TCHQ-TXNK号

一時輸入再輸出に関する管理方針および通関手続きの規定：

- 管理方針は、外国貿易管理法（第39-41条）に規定されており、詳細な指示は政令69/2018/ND-CP（第12-16条）に記載されています。
- 一時輸入再輸出の通関手続きは、政令第08/2015/ND-CP号（政令第59/2018/ND-CP号にて修正および補足）に規定されています。



保税倉庫を利用する企業は、貨物の持ち込みおよび持ち出しに関する規定、および倉庫内で許可されているサービスを明確に把握する必要があります。保税倉庫内の貨物を事前に確認したり、サービスを実行する必要がある場合は、規定に準拠するために管理税関当局に事前に通知することをご留意ください。

3. 輸入品の使用目的変更に関する税関総局の公文書第491/CHQ-GSQL号

タイプコード**E31**で輸入された貨物の使用目的変更に関する納税者の問い合わせに対応するため、税関総局は**2025年3月26日**付の公文書第**491/CHQ-GSQL**号において以下の指示を提供しました。

- 用途変更時は新たな通関申告が必須：タイプコード**E31**で通関された貨物（原材料、貯蔵品、部品）がその後国内消費に転用される場合、企業は新しい通関申告を行う必要があります。
- 方針適用の時期：輸出入管理政策および貨物に対する税政策は、新しい通関申告の登録時に適用されます。ただし、初回申告時に管理政策がすでに適用済みの場合は、再実施する必要はありません。
- 製品に組み込まれた使用済み原材料の申告：原材料および貯蔵品が製品の製造に使用され、その後これらの製品が国内消費に転用される場合、通関申告者は以下を申告する必要があります：
 - 完成品：別の物品として申告、該当行では税額申告不要。
 - 原材料および貯蔵品：管理コード欄に「**TĐMĐSDSP**」コードを記入し、申告書の次の行でこれらの原材料および供給品に対する税額計算。



4. 輸出加工企業（DNCX）の輸入原材料・貨物の使用目的変更に関する通関手続きに関する2025年3月27日付 関税局の公文書第695/CHQ-NVTHQ号

❖2025年3月27日、税関総局は公文書番号695/CHQ-NVTHQを発行し、使用目的の変更および他国への輸出に関するEPEの輸入品および原材料に関する指示を提供しました。具体的には、同一グループ内の企業間での原材料の移転に関する税関当局の指示は以下の通りです：

1

原材料の売却を決定する場合、**EPE**の貨物の売却手続きは、通達**38/2015/TT-BTC**および通達**39/2018/TT-BTC**の規定に従って実施されます。

2

外資系企業の貨物を再輸出によって売却する場合、税関総局の公文書番号**39/TCHQ-GSQL**の指示に従って、使用目的の変更手続きを行う必要はなく（コード**A42**で申告を登録する）、原材料の再輸出に関する通関手続きを行う必要があります。

3

企業が権限機関から輸出または輸入ライセンスを取得している場合、政令**09/2018/ND-CP**および通達**38/2015/TT-BTC**の規定に従って実施する必要があります。

4

企業が保証センターまたは他の国内企業に商品を販売する場合、政令**08/2015/ND-CP**第25条第5項（政令**59/2018/ND-CP**第1条第12項で修正および補足）および2015年3月25日付の通達**38/2015/TT-BTC**第21条（通達**39/2018/TT-BTC**第1条第10項で修正および補足）の規定に従って実施する必要があります。



5. 速達サービスで送付される輸入品に関する税政策に関する2025年4月4日付 関税局の公文書第1131/CHQ-NVTHQ号

❖ 2024年4月4日、税関総局は公文書第1131/CHQ-NVTHQ号を発行し、速達サービスで送られる輸入品に関する輸入税および付加価値税（VAT）に関する規定を以下のように指示しました。

価値が低い貨物に対するVAT：

- 決定第01/2025/QD-TTg号に従い、速達サービスで送られる価値が低い輸入品に対するVAT免除規定は正式に廃止されました。
- 2025年2月18日以降、速達サービスで送られるすべての輸入品はVAT免除の対象外となります。
- 速達サービスで送られる輸入品に対する輸入関税免除政策は、輸出税および輸入税法107/2016/QH13および政令134/2016/ND-CP（政令18/2021/ND-CPで修正および補足）に従って実施されます。

5. 速達サービスで送付される輸入品に関する税政策に関する2025年4月4日付 関税局の公文書第1131/CHQ-NVTHQ号

輸出加工企業（EPE）の通関手続き：

- EPEの輸入品に対する通関手続きを行う場所は、EPEを管理する税関支局です。
- EPEは、グループ2の貨物（速達サービスで送られる輸出品、輸入品、または通過貨物で、速達サービス企業が通関申告者である場合）の通関手続きを行うことはできません。
- EPEの貨物がグループ2に属するものの、EPE自身がこれらの貨物の通関手続きを行う場合、通関手続きはグループ3の貨物に関する規定に従って行われます。
- 速達サービスで送付されるEPEの価値が低い貨物に対する税政策（VAT含む）は、上述の規定に従って適用されます。

したがって、速達便で輸入を行う企業は、**2025年2月18日以降**、価値の低い貨物が**VAT免除の対象外**となることに特にご注意頂き、**VAT申告および納税の規定を遵守する必要がある**。同時に**EPEは速達サービス貨物の通関手続きを行う場所および主体に関する規定を正確に把握する必要があります**。



連絡先

関係する新規規定を確認の上、関税に関する規定を順守し、また追加納税義務や行政処分につながり得る申告・書類作成過程でのミスを削減するために、社内のコンプライアンス手続きを見直していただきますようお願いいたします。
税務および関税コンプライアンスの実施にあたってご不明点がございましたら、グラントソントンベトナムの専門家までお気軽にご相談ください。

また、より詳しい情報は弊社の「タックスハブ」にてご確認ください。

ハノイ本店

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

grantthornton.com.vn

Hoang Khoi

Senior Partner, National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Bui Kim Ngan

Tax Director
D +84 24 3850 1716
E ngan.bui@vn.gt.com

Hoang Viet Dung

Tax Director
D +84 24 3850 1687
E dung.hoang@vn.gt.com

Masanobu Taniguchi 谷口 雅宣

Director - Japan Desk
D +84 24 3850 1696
E masanobu.taniguchi@vn.gt.com

ホーチミン市支店

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Dang Hai Ha My

Tax Director
D +84 28 3910 9241
E my.dang@vn.gt.com

Jin Nishina 仁科 仁

Director - Japan Desk
D +84 28 3910 9208
E nishina.jin@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

Lac Boi Tho

Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com

Do Vu Bao Khanh

Tax and Transfer Pricing Director
D +84 28 3910 9277
E khanh.do@vn.gt.com

© 2025 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.